

獨逸統計局の將來人口推定

將來人口の推定は例へば種々の産業部門が今後それぞれ必要とする將來の人口數を算定するなど廣く經濟政策乃至は勞務動員計畫の上より心要缺くべからざるものであるばかりでなく、教育制度や國防計畫に關する基礎資料としても不可缺のものであるが、また人口統計的研究の補助手段としても極めて重要な意義をもつてゐる。特に國民に對して人口政策の必要を自覺させる手段としての意義も亦決して輕くない。ナチス政權樹立以前「九三〇年に獨逸統計局によつて行はれた最後の將來人口推定も當時の出產減退の國民的危險を解明することを目的として企てられたもので、死亡率を基として出生率は爾後更に之より猶ほ二五%低下するとの假定の下に行はれたものである。併しナチス人口政策の成功は一九三四年以降の出產回復によつて右の假定を既に無用のものとして了つた。獨逸統計局がナチス治下の人口現象の稍安定化し恒常化するに及んで一九三七年再び新しい假定の下に將來人口の計算を試みたのもそのためで、兼ねてナチス治下の顯著な出產回復もなほ國家的最小必要量を充足するに足らざる所以を國民に自覺せしむることを目的として行はれたものである。

第一假定による計算

この推定計算は死亡率を一九三二—三四年の生命表に採り、たゞ乳兒死亡率のみは今後更に(出生數の)四%にまで低下するものとし、出產關係に就ては一九三

六年の妊娠年齢女子の妊娠率を探つて之を今後も不變のものとし、特に一九三三年以來採用されてゐた新しい妊娠率統計の主旨に隨つて單に母親の年齢のみならず其の結婚年數をも考慮せる集計結果を適用してゐる。前大戰に於ける莫大な男子人口の喪失、大戰中の出產停止、戰後恐慌期中の婚姻減、更に三四〇年以降の其の再度の婚姻增加、特に今後に期待される女子人口過剩の停止による婚姻可能性の改善等一聯の獨逸特有の諸事情はかかる特殊の妊娠率統計法を採用するを必要とするといふのが獨逸統計局の意見である。又この最後の事情は今後の婚姻率の増大と特に早婚の可能とを期待せしむるに足るとの理由で本推定計算では一九一九年生れの女子が三十歳となるとき其の婚姻狀況は嘗て正常な人口形態を示してゐた前大戰前の一九一〇年に對して其の獨身者比率を専一%だけ低下するとの假定を立ててゐる。尙、舊オーストリーに就ては其の死亡率は一九三二—三四年の獨逸の其れに、又その出生率は一九三三年以降の獨逸の其れに一致するに至るとの假定の下に計算されており、ズデーテン・獨逸地方は本計算から除外されてゐる。また移出入人口に就ては婚姻、出生及び死亡率の變動による諸結果を解明せんとする本推定の立て前よりして考慮の外に置かれてゐる。

右推定の結果は、本計算の假定に置かれてゐる一九三六年の出產狀況が既に人口の現狀維持に不充分で、三六年の妊娠率を以てしては出生不足は要出生數の九・六%となつてゐるので、前大戰時及び戰後生れの過小人口が婚姻年齢に入るに従ひ本推定計算の結果が

依然として出生不足を告げるのは當然で、たゞ本計算の假定する婚姻率の向上と乳兒死亡率の改善により(要出生數の)九・六%の出生不足が七・五%の不足にまで改善される結果になつてゐる。

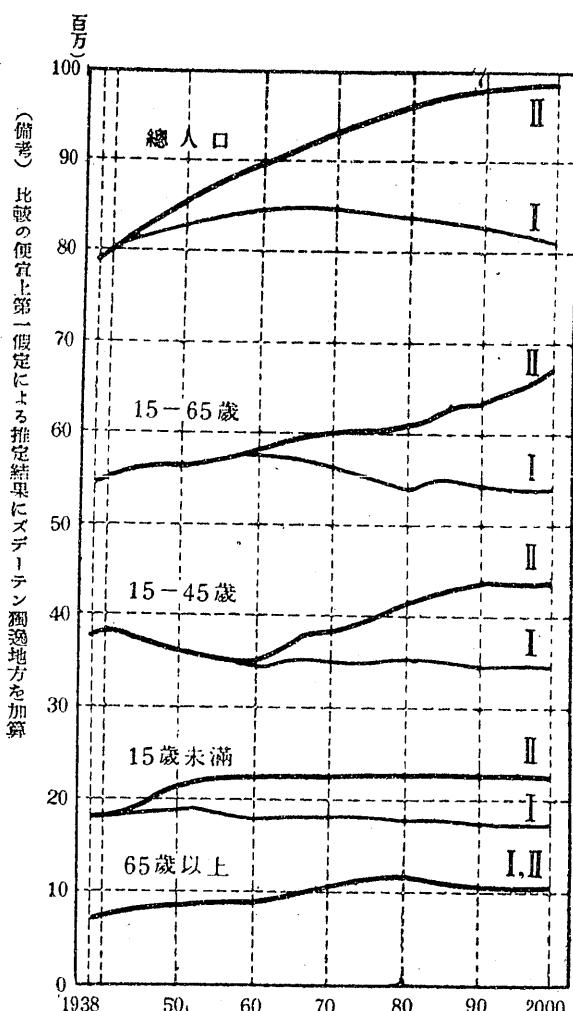
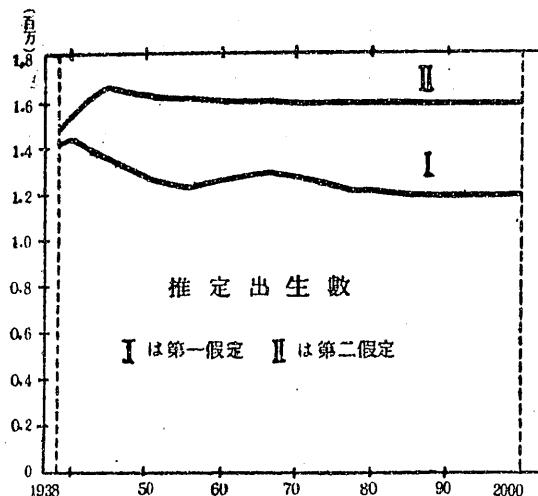
尙その出生數の増減狀況の概勢をみると、右婚姻率の増大、乳兒死亡率の改善、更に舊オーストリーの出生回復等の假定の結果、出生數は一九三九年に一、三八八、〇〇〇にまで一時的に向上を示して後、以後毎年平均一一、六〇〇の割で低下し一九五五年に一、一八七、〇〇〇を以てその底を衝く。之より以後は三三年生まれの人口が婚姻年齢に入り来るに従ひ一時的に増加を見、一九六五—六六年に一、二三四、〇〇〇を以て最後の頂點を示すことになるが、併し前記の最低出生數との差は僅かに四七、〇〇〇に過ぎない。尙この最後の増勢によつて前大戰の影響による變則的な年齢構成狀態は大體に於て調整されることになるが、之後は假定による過小の妊娠率が主因となつて出生數は緩漫にだが併し不斷に低下してゆき、二〇〇〇年には約一、一六〇、〇〇〇、一九三七年の出生數(一、三六一、〇〇〇)に較べて二十萬も少いこととなる。

併し本推定計算の翌年一九三八年の實際の出生數(オーストリー及びズデーテン・獨逸地方を除く)は主として妊娠率の向上、一部は婚姻率の増大により本推定計算の同年度數字よりも約五萬の超過を示してゐり、九・六%の出生不足、本推定計算の假定を許せば七・五%の出生不足を消去し得る希望を與へるに到つた。獨逸統計局が一九三八年の出生實數を出發點として再び新らたなる假定の下に第二回の推定計算を試みるに到つた所である。

第一の假定による計算

前推定計算によると婚姻率、乳児死亡率等に關する好都合な假定の下に於ても出生不足は要出生數の七・五%、いひ換へれば千人の妊娠年齢女子は將來妊娠年齢に達し得る女兒を九百二十五人しか生まない勘定になる。隨つて國民經濟上並に國防上最も重要な十五歳—四十五歳の生產年齢人口の減退は明らかで一九三八年頭初の生產年齢人口三千七百五十萬(舊オーストリー及ズデーテン獨逸地方を含む領土内)は今世紀末には三千三百八十萬へ萎縮して了ることになる。

そこで第二回目の推定計算に於ては軍事上の考慮を中心に取り上げ、二十歳男子の數を其の必需量に保証するかを解明することを目的として企てられた。即前大戰前一九一〇年生れの男子が一九三〇年初めに現存せる二十歳男子としての總數は(舊オーストリー及びズデーテン獨逸地方をも含む領土内に於て)七五五〇〇〇人であつたが、この二十歳男子數を維持する爲には一九三八年現在の乳児死亡率(出生數の六・四%)に於ては年一、六四九、〇〇〇の出生(男女計)が必要で、若し一九五三年までに乳児死亡率が四・〇%にまで低下するとの假定の場合の一九五三年には一、六〇〇〇〇〇の出生を必要とする勘定になる。そこで最後の目標をこの一九五三年に百六十萬三千の出生數を確保するといふ點に置き、且つ一九四三年以後に毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保する爲めには



持せんが爲めには毎年の出生數並に女子の妊娠率は幾何なるを要するかを解明することを目的として企てられた。

如何なる毎年の要出生數と並に妊娠率の向上を必要とするかを算出せんとするのが第二回の推定計算の目的で、計算の基礎に置かれた諸假定は第一回の場合と全く同じく、たゞ本計算は一九三八年の出生實數(一部推定)より出發してゐるだけの相違である。尙前には除外されたズデーテン獨逸地方も加入され、その年齢別、性別及び婚姻關係等は資料不足のため舊オーストリーと同じものとして計算されてゐる。

その計算結果は別掲の如くで、一九五三年に於ける妊娠率の要向上率は一九三六年に對し二七・四%に及ぶことになる。なほ同年以後も妊娠率が一九五三年と同じ状態を續けて行くとすると毎年の出生數は本計算の前提する要出生數を更に超過してゆくことになるが、之は本計算の範圍外のことである。

第一假定による將來人口の推定計算

Bevölkerungsentwicklung im Deutschen Reich, „第1
假定部分に就いては同じく Wirtschaft und Statistik
1939 Nr. 6 を参照)』

年 次 乳兒死亡率 要出生數 推定出生數

(出生百分比)
六・四〇

(千)
一・六四九

(千)
一・四八〇

(千)
一・四二四

(千)
一・四四三

(千)
一・四五五

(千)
一・四一八

年 次	乳兒死亡率	要出生數	推定出生數	妊娠率による 推定出生數	妊娠率に對する 要向比率
一九三九年	(出生百分比) 六・四〇	(千) 一・六四九	(千) 一・四八〇	(千) 一・四二四	三・九*
一九四〇年	(出生百分比) 六・一一	(千) 一・六四五	(千) 一・五四三	(千) 一・四五三	六・九
一九四一年	(出生百分比) 六・〇三	(千) 一・六四一	(千) 一・五八八	(千) 一・四五五	九・九
一九四二年	(出生百分比) 五・八三	(千) 一・六三七	(千) 一・六〇〇	(千) 一・四五一	一・三・九
一九四三年	(出生百分比) 五・六三	(千) 一・六三四	(千) 一・四一八	(千) 一・四一八	一・三・九
一九四四年	(出生百分比) 五・一六	(千) 一・六三三	(千) 一・三九三	(千) 一・三九三	一・三・九
一九四五年	(出生百分比) 五・〇八	(千) 一・六三一	(千) 一・三六九	(千) 一・三六九	一・九・〇
一九四六年	(出生百分比) 四・九二	(千) 一・六二九	(千) 一・三五三	(千) 一・三五三	一・一・二
一九四七年	(出生百分比) 四・七六	(千) 一・六二八	(千) 一・三一九	(千) 一・三一九	一・一・一
一九四八年	(出生百分比) 四・六一	(千) 一・六二七	(千) 一・三一五	(千) 一・三一五	一・一・一
一九四九年	(出生百分比) 四・四六	(千) 一・六二六	(千) 一・三一五	(千) 一・三一五	一・一・一
一九五〇年	(出生百分比) 四・三一	(千) 一・六二五	(千) 一・三一五	(千) 一・三一五	一・一・一
一九五一年	(出生百分比) 四・二一	(千) 一・六二四	(千) 一・三一五	(千) 一・三一五	一・一・一
一九五二年	(出生百分比) 四・一八	(千) 一・六二三	(千) 一・三一五	(千) 一・三一五	一・一・一
一九五三年	(出生百分比) 四・〇四	(千) 一・六二二	(千) 一・三一五	(千) 一・三一五	一・一・一
一九五四年	(出生百分比) 四・〇〇	(千) 一・六二一	(千) 一・三一五	(千) 一・三一五	一・一・一

*一九三六年に對する此の向上率は實數なり。

一九三九年の出生過不足

一九三九年の出生數が右第一假定の要求する國

家的需求量を充足してゐるか如何かに就ては本誌前
號の報記事「一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡
統計の發表」中にも載つてゐる如く、本推定の第二
假定による要出生數(舊領内、舊墳太利及びズテーテ
独逸地方)は「六四五(千)」推定出生數は「五四

獨逸に於ける結婚貸付金申込者の 健康診斷成績

一九三九年上半期(一九三九年一月一日より六月三
十日に至る)に於て總計三四一、七一八人の結婚貸付金
申込者が衛生官吏の健康診斷を受け、内八、一三八人
(一・三五%)が健康或は遺傳生物學的理由に據り不合
格となつた。一九三八年度に於て衛生官吏の結婚有效
證明書の下附を拒絕された者は申込者總數の一・六七
%であるが之に比すると今回は約其の半ばの増率であ
る。此の不合格者増率の原因は結婚貸付金申込者の健
康診斷を行ふ者に對する新指針の適用にある。新指針
によると就中生殖能力の如何を特に注意せねばならぬ
事になつてゐる。又遺傳性疾患の素因の存在する場合
結婚貸付金授與の上申を行ひ得るや否やの問題は血族
の全遺傳價値によつて判断しなければならない。近親
(兩親、同胞、或は子供)に遺傳病子孫防止法(斷種法)
の意義に於ける遺傳病患者が一名でも存在する時は、
貸付金授與の上申を行ふ事は出來ない。特に此の二つ
の理由により申込者の嚴重な選擇が行はれ從つて高率
の不合格者が出了のである。

右健康診斷成績を更に内訳すると獨逸全國に於て衛
生官吏の健康診斷を受けた貸付金申込者は男一・六七、
女一・七四、六七九、此の内健康上又は遺傳性
疾患の素因ある爲に不合格となつた者は男二、六一〇
(一・一七%)、女四、五一八(一・五九%)又其の内自身